9　この条約の各条に規定がない所得に対しては、源泉地国においても課税することができる。（第二一条関係）

10　利子所得及び財産の譲渡収益について、条約上の特典を受けられる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。（第二二条関係）

11　取引の主たる目的がこの条約の特典を受けることにある場合には、この条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。（第二三条関係）

12　日本国の居住者が納付するニュージーランドの租税の額は、日本国の租税の額から控除する。ニュージーランドの居住者が納付する日本国の租税の額は、ニュージーランドの租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、租税に関し、同様の状況にある他方の締約国の国民及び同様の活動を行う他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二四条及び第二五条関係）

13　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者の申立てに係る事案について、二年以内に合意に達することができない場合、納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二六条関係）

14　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二七条関係）

15　両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。（第二八条関係）

16　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二九条関係）

17　この条約中の条の見出しは、この条約の解釈に影響を及ぼさない。（第三〇条関係）

18　この条約は、両締約国の国内法上の手続に従って承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第三一条及び第三二条関係）

19　ニュージーランドが、日本国以外の国との間で、配当に係る条件又は金融機関が取得する利子についてより有利に取り扱う租税条約を締結した場合は、同一の取扱いを規定するため日本国と交渉を開始する。（議定書関係）

政　令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年九月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百八十一号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十三号）の一部の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第五項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第五十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第二百四十三条」を「―第二百四十二条」に、「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二―第二百四十三条の九」に改める。

第百六十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第百七十条第一号中「及び中部国際空港」を「、中部国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第百七十三条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　航空局の所掌に係る航空の安全に関する事務（航空に関する危機管理に関するものを含む。）の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第四項の規定に基づく事務に関すること。

第二百三十二条中「一人」を「二人」に改める。

第二百四十二条中「五十一」を「五十四」に改める。

第二百四十三条を削る。

第二章第三節第一款中第二百四十三条の二を第二百四十三条とする。

第二章第三節第二款中第二百四十三条の三を第二百四十三条の二とし、第二百四十三条の四から第二百四十三条の八までを一条ずつ繰り上げる。

第二百四十三条の九第一号及び第二号中「第二百四十三条の三第二項」を「第二百四十三条の二第二項」に改め、同条を第二百四十三条の十とし、第二百四十三条の八とし、第二百四十三条の七を第二百四十三条の九とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第二条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一国土交通省の項中「運輸審議会　国土地理院」を「国土地理院」に改め、「、海洋気象台」を削り、「気象庁管区気象台　気象庁海洋気象台」を「気象庁管区気象台」に改める。

別表第二気象庁気象研究所　気象衛星センター　高層気象台　地磁気観測所　気象大学校　管区気象台　海洋気象台　沖縄気象台の項中「管区気象台　海洋気象台」を「管区気象台」に改め、同表気象庁の次長の項中「、海洋気象台」を削る。